

予算特別委員会資料

令和7年度予算説明書

環境局

目 次

1	令和7年度環境局予算編成方針	1
2	令和7年度における主要施策	2
3	予算第1号議案 令和7年度神戸市一般会計予算（環境局所管分）	9
	（1）歳入歳出予算一覧表	9
	（2）歳入予算の説明	1 1
	（3）歳出予算の説明	1 5
	（4）債務負担行為	2 0
4	参 考	2 1
	当初予算額の推移（歳出）	
5	予算関連議案	
	第14号議案 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に 関する条例の一部を改正する条例の件	2 2

1 令和7年度環境局予算編成方針

近年、地球温暖化による気候変動の影響の顕在化や、廃棄物の発生抑制・資源循環の要請、都市近郊に広がる里山の荒廃や外来生物の分布拡大による生物多様性の損失への対応など、本市の環境行政を取り巻く情勢は変化している。

このような情勢も踏まえ、令和7年度は、本市の環境施策の基本的方針を定めた「神戸市環境マスタープラン」及び、具体的な施策や目標を示す3つの計画（「神戸市地球温暖化防止実行計画」、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」、「生物多様性神戸プラン」）の改定を実施する。

神戸の豊かな自然環境を守り、暮らしと社会を持続可能なものとしていくため、市民・事業者・行政など全ての主体の協働と参画のもと、神戸の持つ資源や特色を活かし、脱炭素社会の実現やごみの減量や資源化、豊かな自然環境や健全で快適な都市環境の保全に向けた施策を展開し、SDGsに係る取組の進展に寄与するとともに、「自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸」の実現に向けて取組を加速させていく。

2 令和7年度における主要施策

(1) 地球温暖化対策の推進

①水素エネルギーの利用促進 154,867千円

水素が日常生活や産業活動で利用される「水素社会」の構築に向け、本市で進められている先進的な実証事業への支援を継続するとともに、ポートアイランドの水素ガスタービン発電設備「水素コージェネレーションシステム (CGS)」を活用したエネルギー供給や、空港島の液化水素荷役基地「Hytouch 神戸」を活用した水素関連技術の研究・開発や人材育成について、引き続き、民間事業者と連携しながら事業スキームの検討を進める。

モビリティ分野においては、燃料電池 (FC) 商用車の導入に先駆的に取り組む事業者に対して、県市協調による導入支援を行うなど、運輸部門における社会実装を促進する。

また、英国・アバディーン市との国際的な水素パートナーシップの枠組みである「H2 Twin Cities」をはじめとした国際連携を図ることで、知見の共有に加え、双方の市民・企業等の意識醸成や水素事業のさらなる進展を目指していく。

②再生可能エネルギーの拡大 877,500千円

再生可能エネルギー導入目標 (2030年度 500MW) の達成に向けて、自然環境や景観への配慮を前提に、建物屋根上を中心に太陽光発電設備のさらなる導入を推進する。

令和6年9月に国から「脱炭素先行地域」に選定された、ポートアイランド第Ⅱ期の「医療産業都市エリア」及び「港湾エリア」において、交付金を活用して需要家による太陽光パネル設置等に対して補助を行うとともに、再生可能エネルギーの自立型電源としての特徴を活かしたレジリエンス強化や、EV 船の蓄電池を活用した電力供給モデルの検討などに取り組み、将来的な他の市域への拡大にもつなげていく。

家庭向け再生可能エネルギー導入の促進としては、市民が太陽光発電を安心・安全かつ安価に設置できるようサポートする共同購入事業について、引き続き、他の自治体と連携して推進する。

また、次世代技術の導入を積極的に促進していくため、ペロブスカイト太陽電池について、市内への導入実証に向けた検討・広報啓発を行うとともに、未利用エネルギーの更なる活用のため、令和6年度に実施した市内河川における小水力発電の導入可能性調査を踏まえ、事業化に向けた流量調査等を実施する。

さらに、バイオマス由来の再生可能エネルギーに位置付けられている、西クリーンセンターで発電した余剰電力について、電気事業者の送配電ネットワークを介して本市の施設に自己託送することで、環境価値の高い電力の地産地消を実現するとともに、電力の安定的な確保を図る。

③電動車の普及促進事業（一部再掲） 105,141千円（うち6年度2月補正 12,000千円）

走行時の温室効果ガス排出を低減できる電動車の普及を促進するため、電気バスや電気トラック、電気バイクなどを導入する事業者に県と協調して補助を実施する。

また、燃料電池自動車を購入する個人に市独自で補助を実施するとともに、燃料電池自動車の普及拡大に不可欠となる水素ステーションの整備についても支援を行う。

さらに、地域の避難訓練や防災イベント等を通じて、災害による停電時に電動車から天井照明等に給電する「外部給電・神戸モデル」など、災害時に非常用電源としても活用できる電動車の強みを引き続き発信し、電動車の普及促進を図る。

④脱炭素型ライフスタイルへの転換 40,064千円

市民団体や事業者など様々な主体の自由な発想による先進的で創造性に富んだ脱炭素につながる取組に対して「KOBE ゼロカーボン支援補助金」により積極的に支援する。また、他の市民団体や事業者の脱炭素に向けた取組の普及・拡大を促進するため、ホームページ等を通じて支援した取組を広く紹介するほか、カーボンフットプリントなどの環境ラベルを活用するなど、脱炭素につながる情報発信を強化する。

⑤産業の脱炭素化の促進 2,000千円

兵庫県等と連携して、脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践手法について学び行動につなげるための「脱炭素経営スクール」を開講し、参加企業が自主的に脱炭素化を進めていくための支援を行う。

⑥二酸化炭素吸収・固定の促進 74,692千円（うち6年度2月補正 50,000千円）

新たな二酸化炭素吸収源として注目されているブルーカーボンについて、市民団体や事業者による藻場の保全・育成を推進するため、藻場が繁茂する可能性のある場所を示すポテンシャルマップの制作やホームページ等での普及啓発を進める。また、世界初となる淡水域における水草等による二酸化炭素の吸収・貯留量の評価を継続するとともに、実用性を高めるために衛星データなどを活用した簡易な評価手法も検証する。また、海岸に漂着する海藻について、脱炭素や資源循環に資する有効な活用方法の検証を進める。

森林の二酸化炭素吸収・固定を促進するため、里山林等の適切な管理により若い樹木の成長を促すなどのモデル的な里山整備を実施するとともに、森林管理で発生した伐採木の木材としての活用や、炭素を長期間貯留できるバイオ炭の製作など、市民等の協働により里山再生や資源の利活用を推進する。

⑦効果的な熱中症対策の推進 2,000千円

薬局等の協力のもと、冷房の効いた施設を外出時の一時休息所として提供する KOBE クールオフィスを引き続き展開する。

(2) 資源の有効活用と廃棄物の適正処理

①クリーンステーションの管理支援 42,245 千円

昨今の社会情勢の変化により、掃除当番、ごみ出しルール違反、鳥獣被害、大規模化等の課題によりクリーンステーションの管理負担が増大しているため、クリーンステーションのあり方とりまじめを踏まえ、地域によるクリーンステーション管理という原則を踏まえつつ、これら様々な課題に対して引き続き、側面的支援に取り組むことで、クリーンステーション管理の負担軽減を図る。

また、外国人向けごみ出しルール啓発について、引き続き、日本語学校等との連携を強化し、多言語対応や二次元コード活用等による情報発信を進める。

【側面的支援の具体的な取組】

- ・収集時にクリーンステーション清掃とカラス対策ネット片付けを実施
- ・カラス対策ネットを収納するボックスの設置
- ・折り畳み式ネットボックスの期間を定めた貸与・試行設置
- ・利用者の理解が得られる地域から順次、全ごみ種対応を推進
- ・大規模クリーンステーション解消のために分散・増設手続きに積極的に関与
- ・共同住宅への専用クリーンステーション設置促進
- ・ごみ出しルール違反への対応として、排出ルールの徹底、排出指導の徹底
- ・日本語学校と連携した外国人向け啓発の強化

②まわり続けるリサイクルの推進 77,562 千円

質の高いリサイクルとごみ出しをきっかけとした新たな地域交流を目指す「エコノバ(資源回収ステーション)」について、地域拠点施設を活用し、さらに設置を拡大するとともに、空き家や空きテナント等を活用した設置も推進していく。

また、プラスチック資源循環の促進として、日用品メーカー等と協働し、洗剤やシャンプーなど使用済みのつめかえパックを回収・リサイクルして再びつめかえパックに戻す「つめかえパックリサイクルプロジェクト」や乳酸菌飲料容器等のリサイクルを推進するとともに、使用済みのペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル事業」を実施する。

③食品ロスの削減 2,600 千円

本来食べられる食品の廃棄を削減するため、家庭で利用していない食品を福祉団体・施設等に寄付するフードドライブの実施店舗を拡大するとともに、食品ロス削減に取り組むフードバンク団体を支援する。

また、本市から全国に取組が広がっている「てまえどり」について、小売店舗における啓発を拡大するとともに、神戸市食品ロス削減協力店を中心に外食時に発生する食べ残しの持ち帰り「もってこ」を普及させるなど、市民や事業者への食品ロスに対する意識醸成を図る。

④こうベキエーロの推進 5,000 千円

家庭ごみで大きな割合を占める台所ごみの減量を推進するため、コンポストの一種である「こうベキエーロ」のさらなる普及啓発を目的に、小学校において、給食残渣を「こうベキエーロ」で処理、処理に用いた土を活用して野菜作りを行い、資源の循環を体験する環境教育プログラムを実施する。

⑤家財のリユース促進 114 千円

大型ごみの減量・リサイクルに向けた取組として、リユースプラットフォーム「おいくら」や不要品情報を投稿できる掲示板サイト「ジモティー」を活用した家具・家電などのリユース促進を図るとともに、超高齢社会の進展に伴う空き家の増加などを踏まえ、空き家の家財道具の整理や遺品の片付け等にお困りの方に対し、安心して利用いただける「家財の片付けサポート事業」をすまいるネットと連携して取り組むなど大型ごみの減量・資源化を推進する。

⑥電池類（リチウムイオン電池等）の回収 3,280 千円

処理過程において発火事故を招く恐れがある小型充電式電池等（リチウムイオン電池等）について、その他の電池類も含めて排出できる「電池類回収ボックス」にて回収を行い、適正排出を図る

⑦不法投棄防止対策 6,547 千円

山間部など人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域等において、24 時間の監視体制を整備するために設置している不法投棄防止カメラと取り外し可能な電池式カメラを効果的に運用するとともに、不法投棄のパトロールを実施している不法投棄監視員と地域との連携強化等により、監視の目を広げることで不法投棄を許さないまちづくりを進める。

⑧事業系ごみ排出指導および啓発 10,996 千円

三宮駅周辺の繁華街（生田新道、北野坂など）において、一般廃棄物収集運搬許可業者と契約せずに他社の排出場所にごみを出す便乗排出を行うなど、ルールを守らない事業者への対策として、一般廃棄物収集運搬許可業者やビルオーナーと連携し、未契約事業者の調査を行うとともに、通報等に基づくごみの開封調査、訪問指導等の強化を図る。

⑨事業系ごみの資源化・減量化 12,000 千円

事業系可燃ごみ中に含まれる資源化可能な紙類やプラスチック類の分別を促進するなど、事業系ごみの資源化・減量化に向けた取組を推進する。

⑩路上喫煙・ぽい捨て防止対策 167,289 千円

「路上喫煙禁止地区」において、路上喫煙防止指導員による巡回指導や過料の徴収を通じて喫煙マナーの徹底を図る。また、民間事業者に対する喫煙所整備補助金の対象経費を整備費に加えて維持管理費にも拡充することで、さらなる喫煙所の増設を進める。

「ぽい捨て防止重点区域」において、啓発用ベストを着用し、清掃を行いながら注意指導を行う民間啓発員をより効果的・効率的に配置するなど、路上喫煙・ぽい捨て防止の指導・啓発を強化する。

⑪クリーンセンターの業務効率化及び計画的な施設整備 5,702,779 千円

クリーンセンターにおける業務効率化として、計量等業務について民間活力の導入を拡大する。

また、施設の計画的な管理として、竣工から24年が経過する東クリーンセンターの長寿命化を図るため、大規模改修を引き続き進めるとともに、落合クリーンセンターについては、老朽改修に向けた調査設計を実施する。

⑫トイレカーの導入 24,400 千円（6年度2月補正）

令和6年能登半島地震の被災地において、避難所等における良好な生活環境確保の面で効果を発揮したトイレカーを導入する。導入するトイレカーは、フェーズフリーな使用を想定し、平時には里山整備事業や関連イベント等で利用するなど有効活用を図っていく。

また、自治体間ネットワークである災害派遣トイレネットワークプロジェクトへの参入など、災害時のトイレカー活用に関する協定締結を進める。

(3) 自然環境の保全

①生物多様性保全の推進（一部再掲） 95,800千円（うち6年度2月補正 50,000千円）

自然共生サイト※1として国の認定を受け、生物多様性が豊かな場所として国連の OECM※2 データベースにも登録されている、北区山田町の小河山林及び周辺棚田において、持続可能な里山再生モデルを生み出すために、市民・企業・大学・NPO などのあらゆる主体と連携した社会実験を実施し、成功事例を他の里山に展開していく。

国の認定後、企業等の関心も高まっており、これを契機に新たな里山活動の担い手の確保や経済的支援等につなげていくために、本サイト内に活動活性化や利便性向上のための施設（(仮称)KOBE 里山自然共生センター）などの環境を整備する。

また、里山の持続的な管理のため、資源利用の一つとして備長炭を生産し、市内や近隣で消費する地産地消の仕組みの構築に向けた、具体的な調査・検討を実施する。

豊かな海づくりの実現に向けては、垂水処理場における栄養塩類管理運転による海域への影響・効果の定期的な確認や、近海の魚類の生息状況を把握し、生物多様性の変化を評価・検証するための環境 DNA 分析を継続的に実施するとともに、稚魚等の成育の場となる、藻場の保全・育成を推進する。

※1 自然共生サイト

市民、企業、団体、自治体等によって生物多様性が保全されている区域を環境省が認定する仕組み

※2 OECM (Other Effective area based Conservation Measures)

新たな生物多様性の世界目標である「30by30 目標」（2030 年までに各国の陸と海の各々 30%以上の面積を保全する世界目標）の達成に資する生物多様性の保全が図られていると認められる地域で、国連のデータベースに登録される地域

②外来生物・有害鳥獣対策の推進 71,608千円

生態系被害等の防止対策として、特定外来生物の防除や市民団体への補助制度を推進するとともに、センサーカメラを活用してニホンジカ、ツキノワグマの調査・監視などを継続して実施する。

さらに、スマートフォンアプリを活用した市民参加型の生物調査や、外来生物展示センターの利用促進など、外来生物・野生鳥獣の問題や生物多様性の重要性の啓発を推進する。

③環境活動の活性化 17,676千円

地球温暖化や生物多様性、資源循環などの環境問題に対して、体験を通じて、総合的な理解を促進するため、参加型イベントの開催や市内で取り組まれている環境活動の発信、動画による環境教育講座など、ホームページや SNS も引き続き活用しながら、環境に関する知識や神戸を取り巻く環境問題について、いつでも学ぶことができる機会を創出する。

また、SDGs の達成に資する優れた取組を行っている団体・個人に対し「神戸 SDGs 表彰」を実施し、その活動を広く市民に PR することで、市民の SDGs への意識向上と行動変容の促進を図る。

④土砂の不適正処理の防止及び太陽光発電施設の適正な設置 2,854 千円

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」(土砂条例)に基づき、市民生活に影響を及ぼす可能性がある土砂埋立て行為に対し、規模に応じて環境影響調査の実施、保証金の預入れ、水質調査及び廃棄物の混入確認の実施を義務付けており、これらを適正に審査し、必要に応じて立入検査を行うことにより、生活環境及び自然環境の保全を図る。また、保証金の預入れ義務の対象範囲の拡大等を行い、不適正な土砂埋立行為のより一層の未然防止を推進していく。

「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」(太陽光条例)に基づき、太陽光発電施設に対し、廃棄等費用の事前積立、残置森林率の確保等を義務付けるとともに、既に設置している事業者に対しても維持管理状況等の報告を義務付けており、これらを適正に審査し、必要に応じて立入検査を行うことにより、施設の安全性・信頼性を高めていく。また、太陽光条例の規制対象区域の拡大等を行い、安全な市民生活および良好な自然環境の確保をより一層推進していく。

⑤アスベスト対策 2,816 千円

大気汚染防止法の規定に基づくアスベスト事前調査結果、アスベスト除去作業計画等の審査を厳格に行い、解体等工事におけるアスベスト飛散の未然防止策を徹底する。

さらに、アスベスト飛散のリスクがある解体工事現場において、立入調査を行い、大気汚染防止法に則った作業が行われているかの確認、大気中のアスベストの測定を行うなど、飛散防止対策を徹底する。

3 予算第1号議案 令和7年度神戸市一般会計予算（環境局所管分）

(1) 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳		入
款	項	金額
17	使用料及手数料	3,516,340
	1 使用料	35,467
	2 手数料	3,480,873
18	国庫支出金	2,977,431
	2 補助金	2,973,964
	3 委託金	3,467
19	県支出金	45,720
	2 補助金	7,720
	3 委託金	38,000
20	財産収入	49,137
	1 財産運用収入	26,681
	2 財産売却収入	13,456
	3 基金収入	9,000
21	寄附金	29,500
	1 寄附金	29,500
22	繰入金	162,852
	2 基金繰入金	162,852
24	諸収入	3,896,722
	7 雑入	3,896,722
25	市債	4,204,000
	1 市債	4,204,000
合計		14,881,702

(単位：千円)

歳		出
款	項	金額
6 環 境 費		27,418,680
	1 環 境 総 務 費	10,292,947
	2 環 境 保 全 費	1,224,545
	3 廃 棄 物 処 理 費	8,772,877
	4 環 境 施 設 整 備 費	7,128,311
合 計		27,418,680

(2) 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	7 年 度	6 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	3,516,340	3,525,623	△ 9,283	
1 使 用 料	35,467	21,692	13,775	
5 環 境 使 用 料	35,467	21,692	13,775	
1 環 境 施 設	35,467	21,692	13,775	施設使用料
2 手 数 料	3,480,873	3,503,931	△ 23,058	
1 証 紙 収 入	8,460	6,199	2,261	
1 証 紙 収 入	8,460	6,199	2,261	廃棄物処理業許可申請 手数料等
5 環 境 手 数 料	3,472,413	3,497,732	△ 25,319	
1 廃 棄 物 処 理	3,472,413	3,497,732	△ 25,319	クリーンセンター直接搬入手数料 264,094 事業系指定袋処理手数料 2,396,167 埋立処分地搬入手数料 82,868 破砕施設搬入手数料 49,287 事業系し尿搬入手数料 2,991 犬猫等死体処理手数料 10,824 公共土砂搬入手数料 426,490 家庭系大型ごみ処理手数料 239,692
18 国 庫 支 出 金	2,977,431	48,149	2,929,282	
2 補 助 金	2,973,964	43,904	2,930,060	
4 環 境 費 補 助	2,973,964	43,904	2,930,060	
1 循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金	1,625	2,572	△ 947	補助率1/3
2 特 定 外 来 生 物 防 除 等 推 進 事 業 費 補 助	5,889	4,964	925	補助率1/2
3 二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 対 策 事 業 費 補 助	2,098,950	27,568	2,071,382	補助率1/2
4 地 域 脱 炭 素 移 行 ・ 再 エ ネ 推 進 交 付 金	850,000	-	850,000	補助率2/3
5 盛 土 緊 急 対 策 事 業 費 補 助	17,500	-	17,500	補助率1/2
6 地 域 環 境 保 全 対 策 費 補 助	-	2,800	△ 2,800	補助率7/10
7 地 域 脱 炭 素 事 業 費 補 助	-	6,000	△ 6,000	補助率3/4

(単位：千円)

款 項 目 節		7 年 度	6 年 度	比 較	説 明
3	委 託 金	3,467	4,245	△ 778	
	3 其 他 委 託 金	3,467	4,245	△ 778	
	4 公 害 対 策 委 託 金	3,467	4,245	△ 778	化学物質環境汚染 実態調査等
19	県 支 出 金	45,720	45,248	472	
2	補 助 金	7,720	7,248	472	
	10 其 他 補 助	7,720	7,248	472	
	2 低 公 害 車 導 入 事 業 費 補 助	7,720	7,248	472	補助率1/2
3	委 託 金	38,000	38,000	-	
	4 其 他 委 託 金	38,000	38,000	-	
	1 河 川 美 化 業 務 委 託 金	38,000	38,000	-	県管理河川美化業務委託金
20	財 産 収 入	49,137	38,504	10,633	
1	財 産 運 用 収 入	26,681	27,274	△ 593	
	1 貸 地 料	25,074	25,166	△ 92	
	3 一 般 土 地	25,074	25,166	△ 92	埋立処分地貸地料 自動販売機設置貸地料
	2 貸 家 料	1,607	2,108	△ 501	
	7 一 般 建 物	1,607	2,108	△ 501	自動販売機設置貸家料
2	財 産 売 払 収 入	13,456	2,230	11,226	
	3 物 品 売 却 代	13,456	2,230	11,226	
	2 環 境 局	13,456	2,230	11,226	不用物品売却代

(単位：千円)

款 項 目 節		7 年 度	6 年 度	比 較	説 明
3	基金収入	9,000	9,000	-	
1	基金収入	9,000	9,000	-	
6	神戸SDGs貢献基金	9,000	9,000	-	基金運用益
21	寄 附 金	29,500	23,000	6,500	
1	寄 附 金	29,500	23,000	6,500	
2	其 他 寄 附	29,500	23,000	6,500	
8	環 境 局	29,500	23,000	6,500	
22	繰 入 金	162,852	132,800	30,052	
2	基金繰入金	162,852	132,800	30,052	
1	基金繰入金	162,852	132,800	30,052	
6	神戸SDGs貢献基金繰入金	162,852	132,800	30,052	
24	諸 収 入	3,896,722	3,753,786	142,936	
7	雑 入	3,896,722	3,753,786	142,936	
2	延滞金加算金 及 過 料	1,200	1,200	-	
3	環 境 局 過 料	1,200	1,200	-	路上喫煙過料
4	弁 償 金	2,630	5,152	△ 2,522	
2	自 動 車 事 故	2,430	1,000	1,430	
3	環 境 局 弁 償 金	200	4,152	△ 3,952	産業廃棄物処理費弁償金等

(単位：千円)

款 項 目 節		7 年 度	6 年 度	比 較	説 明
	5 償 還 金	198,446	82,358	116,088	
	16 環 境 局	198,446	82,358	116,088	
	9 雑 入	3,694,446	3,665,076	29,370	
	11 環 境 局	3,694,446	3,665,076	29,370	クリーンセンター電気売却 2,083,414 事業系一般廃棄物 指定袋売却 420,588 資源リサイクルセンター缶売却 685,251 その他 505,193
25 市 債		4,204,000	3,252,000	952,000	
	1 市 債	4,204,000	3,252,000	952,000	
	3 環 境 債	4,204,000	3,252,000	952,000	
	1 埋立処分地建設 事業公債	219,000	260,000	△ 41,000	埋立処分地設備改修等
	2 環境工場整備 事業公債	3,731,000	2,616,000	1,115,000	クリーンセンター 設備改修等
	3 事業所等整備 事業公債	110,000	129,000	△ 19,000	事業所改修等
	4 収集車両整備 事業公債	144,000	247,000	△ 103,000	ごみ収集車両更新
合 計		14,881,702	10,819,110	4,062,592	

(3) 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	7 年 度	6 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
6 環 境 費	27,418,680	23,116,311	4,302,369	3,023,151	4,204,000	7,654,551	12,536,978
1 環 境 総 務 費	10,292,947	9,899,041	393,906	55,500	15,000	3,015,521	7,206,926
1 職 員 費	8,873,464	8,606,324	267,140	-	-	-	8,873,464
2 環 境 総 務 費	1,419,483	1,292,717	126,766	55,500	15,000	3,015,521	△ 1,666,538
2 環 境 保 全 費	1,224,545	392,047	832,498	868,701	-	83,410	272,434
1 環 境 保 全 費	1,224,545	392,047	832,498	868,701	-	83,410	272,434
3 廃 棄 物 処 理 費	8,772,877	8,763,996	8,881	-	85,000	4,387,130	4,300,747
1 ご み 処 理 費	7,857,788	7,842,468	15,320	-	85,000	3,375,399	4,397,389
2 リ サ イ ク ル 推 進 費	804,874	815,776	△ 10,902	-	-	1,004,277	△ 199,403
3 し 尿 処 理 費	110,215	105,752	4,463	-	-	7,454	102,761
4 環 境 施 設 費	7,128,311	4,061,227	3,067,084	2,098,950	4,104,000	168,490	756,871
1 埋 立 処 分 地 整 備 費	573,224	641,543	△ 68,319	-	219,000	156,490	197,734
2 処 理 施 設 費	6,234,122	2,924,001	3,310,121	2,098,950	3,646,000	-	489,172
3 事 業 所 等 整 備 費	128,561	166,039	△ 37,478	-	95,000	-	33,561
4 車 両 整 備 費	192,404	329,644	△ 137,240	-	144,000	12,000	36,404
合 計	27,418,680	23,116,311	4,302,369	3,023,151	4,204,000	7,654,551	12,536,978

(款) 6 環境費 27,418,680 千円

(項) 1 環境総務費 10,292,947 千円

(目) 1 職員費 8,873,464 千円

職員の人件費で、その内容は次のとおりである。

1	環境職員費		8,458,518 千円
(1)	給料	4,041,791 千円	
(2)	職員手当等	2,855,914 千円	
①	扶養手当	133,716 千円	
②	地域手当	513,740 千円	
③	特殊勤務手当	40,105 千円	
④	期末・勤勉手当	1,849,399 千円	
⑤	通勤手当	141,001 千円	
⑥	住居手当	59,019 千円	
⑦	其他手当	41,729 千円	
⑧	児童手当	77,205 千円	
(3)	共済費	1,560,813 千円	
2	会計年度任用職員費		411,296 千円
3	委員報酬費		3,650 千円

(目) 2 環境総務費 1,419,483 千円

環境施策の総合的推進、または廃棄物の適正処理及び減量・資源化等を推進するための経費並びに一般管理に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	環境施策の総合的推進		33,941 千円
(1)	廃棄物の適正処理・減量・資源化の企画・推進	12,375 千円	
(2)	エコタウンまちづくりの推進等	14,028 千円	
(3)	環境保全審議会の運営	7,538 千円	
2	一般廃棄物の減量・資源化施策		488,078 千円
(1)	まわり続けるリサイクルの推進	77,562 千円	
(2)	「KOBE ストップ the 食品ロス」運動	2,600 千円	
(3)	ごみに関する市民啓発	7,426 千円	
(4)	事業系一般廃棄物の排出区分徹底	400,490 千円	

3	まちの美化対策		181,497 千円
	(1) 路上喫煙対策	92,906 千円	
	(2) 居住環境対策	1,502 千円	
	(3) 市民の美化活動の支援	8,125 千円	
	(4) 市民トイレ制度	4,425 千円	
	(5) 河川美化	74,539 千円	
4	不法投棄対策及び産業廃棄物対策		55,788 千円
	(1) 不法投棄対策	45,052 千円	
	(2) 産業廃棄物対策	10,736 千円	
5	脱炭素社会を目指したエネルギー政策の推進		154,867 千円
6	環境施設の維持補修費		64,615 千円
7	事業所等の管理費、事務費等		405,810 千円
8	環境教育の充実、環境活動の活性化		34,887 千円

(項) 2 環境保全費 1,224,545 千円

(目) 1 環境保全費 1,224,545 千円

環境保全施策に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	環境保全施策の総合的推進		1,042,798 千円
	(1) カーボンニュートラルの推進	936,914 千円	
	(2) 生物多様性保全活動の推進	103,794 千円	
	(3) 高温常態化対策	2,000 千円	
	(4) 太陽光発電施設の適正な設置および維持管理の確保	90 千円	
2	健全で快適な都市環境の創造		162,140 千円
	(1) 環境管理対策の総合的推進	7,442 千円	
	(2) 大気環境対策	28,746 千円	
	(3) 水環境対策	34,592 千円	
	(4) 土壌汚染対策	486 千円	
	(5) 化学物質対策	2,250 千円	
	(6) アスベスト対策	17,662 千円	
	(7) 合併処理浄化槽整備促進事業	14,990 千円	
	(8) 環境監視体制の整備	54,691 千円	
	(9) 環境影響評価の推進	1,281 千円	
3	自動車環境対策の推進		19,607 千円
	(1) 自動車環境対策の推進	3,002 千円	
	(2) 電動車普及促進事業	16,605 千円	

(項) 3 廃棄物処理費

8,772,877 千円

(目) 1 ごみ処理費

7,857,788 千円

ごみの収集・処理等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	収集運搬費		2,624,780 千円
	(1) 収集運搬に要する経費	2,343,119 千円	
	(2) 収集車両の維持管理費	281,661 千円	
2	破碎処理費		570,145 千円
3	焼却処理費		2,553,684 千円
4	埋立処分費		1,427,057 千円
5	作業管理費		81,487 千円
6	排出・分別ルールの徹底		600,635 千円
	(1) 分別収集・ルール徹底等に要する経費	50,133 千円	
	(2) 大型ごみの申告有料収集	415,936 千円	
	(3) 蛍光管の分別収集	28,260 千円	
	(4) カセットボンベ・スプレー缶の中間処理	99,459 千円	
	(5) 資源ごみの持ち去り対策	6,847 千円	

(目) 2 リサイクル推進費

804,874 千円

リサイクルの推進に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	資源リサイクルセンターの運営		372,688 千円
2	容器包装プラスチックの分別収集		302,803 千円
3	資源集団回収活動の支援		53,462 千円
4	ガラスカレットの資源化促進		48,839 千円
5	リサイクル工房の運営		14,020 千円
6	焼却灰リサイクル事業		9,610 千円
7	家電リサイクルの費用等		3,452 千円

(目) 3 し尿処理費

110,215 千円

し尿の収集・処理に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	収集運搬費		41,007 千円
	(1) 収集運搬に要する経費	40,537 千円	
	(2) 収集車両の維持管理費	470 千円	
2	作業管理費		69,208 千円

(項) 4 環境施設整備費 7,128,311 千円

(目) 1 埋立処分地整備費 573,224 千円

埋立処分地の整備等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 埋立処分地の整備・設備の改修等 | 498,864 千円 |
| 2 大阪湾圏域広域処理場整備事業の建設委託 | 74,360 千円 |

(目) 2 処理施設整備費 6,234,122 千円

既設クリーンセンター等の整備に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 クリーンセンターの設備改修等 | 5,863,201 千円 |
| 2 破碎選別施設の設備改修 | 217,458 千円 |
| 3 資源リサイクルセンターの設備改修 | 144,553 千円 |
| 4 高松作業所の設備改修 | 8,910 千円 |

(目) 3 事業所等整備費 128,561 千円

環境事業所等の整備等に要する経費である。

(目) 4 車両整備費 192,404 千円

収集車両等の整備に要する経費である。

(4) 債務負担行為

事 項 名	期 間	限 度 額
1 事業系一般廃棄物指定袋作成	令和7～8年度	86,000 千円
2 小水力発電調査	令和7～8年度	1,500 千円
3 次世代型太陽電池実証	令和7～8年度	5,000 千円
4 ごみ中継運搬業務	令和7～10年度	1,839,000 千円
5 収集車借上	令和7～10年度	4,600,000 千円
6 港島クリーンセンター 建設・設備管理	令和7～18年度	143,000 千円
7 カセットボンベ・ スプレー缶処理	令和7～8年度	100,000 千円
8 クリーンセンター等 計量業務委託	令和7～10年度	422,000 千円
9 大型ごみ処理手数料納付券 保管・受注・配送	令和7～9年度	8,000 千円
10 リサイクル工房運営	令和7～9年度	22,000 千円
11 事業所改修	令和7～8年度	70,000 千円
12 ごみ収集車両更新	令和7～10年度	298,000 千円
13 クリーンセンター等改修	令和7～9年度	1,174,000 千円
14 落合クリーンセンター 一部解体設計	令和7～8年度	56,000 千円

- 1 事業系一般廃棄物の分別徹底と減量・資源化促進のため、指定袋の作成を行う。
- 2 市内河川における小水力発電の事業化に向けた流況調査を行う。
- 3 ペロブスカイト太陽電池の市内導入に向けた実証を行う。
- 4 中継施設に搬入された一般廃棄物を大型運搬車で中間処理施設に運搬する。
- 5 家庭ごみの収集運搬業務のため、ごみ収集車両の備車を行う。
- 6 港島クリーンセンターの建設・設備管理に関する長期契約について、契約後の物価高騰に適切に対応する。
- 7 カセットボンベ・スプレー缶の処理業務について、外部委託を行う。
- 8 クリーンセンター等での廃棄物の計量業務について、外部委託を行う。
- 9 大型ごみ処理手数料納付券の保管、受注および各販売店への配送を行う。
- 10 リサイクル工房の運営業務について、外部委託を行う。
- 11 環境局事業所について、老朽化に伴う施設改修を行う。
- 12 ごみ収集車両について、経年劣化による更新を行う。
- 13 クリーンセンター等について、老朽化に伴う施設改修を行う。
- 14 落合クリーンセンターについて、老朽化に伴う施設の一部解体に向けた設計を行う。

4 参 考

当初予算額の推移（歳出）

（単位：千円）

款 項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)
6 環 境 費	23,147,486	3.2	20,905,190	△ 9.7	21,714,829	3.9	23,116,311	6.5	27,418,680	18.6
1 環 境 総 務 費	10,667,213	△ 6.6	9,845,659	△ 7.7	9,975,627	1.3	9,899,041	△ 0.8	10,292,947	4.0
1 職 員 費	9,235,825	△ 3.4	8,844,715	△ 4.2	8,806,265	△ 0.4	8,606,324	△ 2.3	8,873,464	3.1
2 環 境 総 務 費	1,431,388	△ 22.7	1,000,944	△ 30.1	1,169,362	16.8	1,292,717	10.5	1,419,483	9.8
2 環 境 保 全 費	309,258	△ 13.8	390,746	26.3	418,072	7.0	392,047	△ 6.2	1,224,545	212.3
1 環 境 保 全 費	309,258	△ 13.8	390,746	26.3	418,072	7.0	392,047	△ 6.2	1,224,545	212.3
3 廃棄物処理費	7,955,666	8.5	8,151,905	2.5	8,794,717	7.9	8,763,996	△ 0.3	8,772,877	0.1
1 ごみ処理費	6,987,164	9.9	7,237,677	3.6	7,841,544	8.3	7,842,468	0.0	7,857,788	0.2
2 リサイクル 推 進 費	834,381	△ 2.1	802,480	△ 3.8	842,343	5.0	815,776	△ 3.2	804,874	△ 1.3
3 し尿処理費	134,121	5.2	111,748	△ 16.7	110,830	△ 0.8	105,752	△ 4.6	110,215	4.2
4 環境施設整備費	4,215,349	27.0	2,516,880	△ 40.3	2,526,413	0.4	4,061,227	60.8	7,128,311	75.5
1 埋立処分地 整 備 費	883,993	△ 28.1	737,281	△ 16.6	996,292	35.1	641,543	△ 35.6	573,224	△ 10.6
2 処 理 施 設 整 備 費	2,907,829	65.1	1,317,688	△ 54.7	1,443,361	9.5	2,924,001	102.6	6,234,122	113.2
3 事 業 所 等 整 備 費	162,532	51.8	222,961	37.2	86,760	△ 61.1	166,039	91.4	128,561	△ 22.6
4 車 両 整 備 費	260,995	17.7	238,950	△ 8.4	-	皆減	329,644	皆増	192,404	△ 41.6
合 計	23,147,486	3.2	20,905,190	△ 9.7	21,714,829	3.9	23,116,311	6.5	27,418,680	18.6

5 予算関連議案

第 14 号議案

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例	神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例
（目的）	（目的）
第1条 この条例は、太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境を保全す	第1条 この条例は、太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境を保全する

ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 蓄電所 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第4号に規定する蓄電所をいう。

(3) 特定施設 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設（次のいずれかに該当するものを除く。）

(ア) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するもの

(イ) 電気事業者その他の者に電気を供給しないもの

イ 出力1万キロワット以上又は容量8万キロワット時以上の蓄

ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 特定施設 発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設（次のいずれかに該当するものを除く。）をいう。

ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するもの

イ 電気事業者その他の者に電気を供給しないもの

電所

(4)～(6) [略]

(事業区域として禁止される区域)

第6条 [略]

2 事業者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定された特定農業用ため池及びため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第1項の規定に基づき指定された「特定ため池」（以下「特定農業用ため池等」という。）のうち、規則で定める特定農業用ため池等を事業区域としてはならない。

（関係法令等の手続）

第6条の2 事業者は、特定施設の設置予定場所に係る規則で定める法令等の手続を要する場合は、当該手続を行った後でなければ、第8条第1項の規定に基づく許可の申請をすることができない。

（事前協議）

第6条の3 事業者は、第8条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係

(3)～(5) [略]

(6) 大規模特定事業 特定事業のうち、事業区域の面積が5ヘクタール以上のものをいう。

(事業区域として禁止される区域)

第6条 [略]

る許可を受けようとする場合は、同条第2項に規定する許可申請書を提出する前に、次に掲げる事項を記載した書類（以下「事前協議書」という。）に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第8条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可を受けようとする者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先並びに現場責任者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 特定事業の事業区域の所在地、土地の地目及び面積
- (3) 設置しようとする特定施設の種類及び規模
- (4) 特定事業の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、その旨を記載した書類（以下「変更協議書」という。）に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更として規則で定めるものに該当する場合は、こ

の限りではない。

3 市長は、第1項の事前協議書又は前項の変更協議書の提出を受けたときは、事業者に対し、特定施設の設置等に係る意見等を書面で通知するものとする。

(近隣関係者への説明)

第7条 事業者は、次に掲げる行為をする前に、特定施設の設置予定場所の周辺地域の住民に対し、実施しようとする特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容等を周知させるための措置として規則で定める措置を実施しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第18条第3項の規定に基づく特定事業の承継の届出

2 前項の措置を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

(特定事業の実施に係る許可)

第8条 事業者は、次に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全

(近隣関係者への説明)

第7条 事業者は、次に掲げる行為をする前に、特定施設の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、実施しようとする特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容について、説明会の開催その他の方法により説明を行わなければならない。

(1)～(4) [略]

2 前項の説明を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

(特定事業の実施に係る許可)

第8条 事業者は、次に掲げる区域（第1号から第10号までに掲げる区域にあつては、当該区域に事業区域

部を含む。)において特定事業を実施しようとするとき(第6条ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。)は、特定施設の設置に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する市街化調整区域

(3) 都市計画法第9条第1項に規定する第1種低層住居専用地域

(4)～(9) [略]

(10) 第3号から前号までに掲げる区域(以下この号において「第1種低層住居専用地域等」という。)以外の区域であって、第1種低層住居専用地域等と類するものとして市長が特に必要と認める区域

(11) [略]

の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において特定事業を実施しようとするとき(第6条ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。)は、特定施設の設置に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第1項に規定する第1種低層住居専用地域

(3)～(8) [略]

(9) 第2号から前号までに掲げる区域(以下この号において「第1種低層住居専用地域等」という。)以外の区域であって、第1種低層住居専用地域等と類するものとして規則で定める区域

(10) [略]

(11) 事業区域が都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域を1,000平方メートル以上含む場

2 [略]

3 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 特定施設における有害物質として規則で定めるものの使用状況並びに使用されている場合はその物質の種類及びその量

(6) [略]

(7) 特定事業に係る資本費（特定施設の設置に係る工事費の総額をいう。）及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項

(8) [略]

（許可の基準等）

第9条 市長は、前条第1項の許可に係る申請があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) [略]

(2) 第6条の2に規定する規則で定める法令等の手続を要する場合、

合における当該事業区域

2 [略]

3 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) 特定事業に係る資本費（特定施設の設置に係る工事費の総額をいう。）及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項（いずれも大規模特定事業に係る事業計画書に限る。）

(7) [略]

（許可の基準等）

第9条 市長は、前条第1項の許可に係る申請があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) [略]

当該手続が行われていること。

(3) 当該申請の日が第6条の3第3項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して3年を経過していないこと。

(4) 第7条第1項に規定する措置が実施されていること。

(5) 第19条第1項に規定する保証金の預入がされ、同条第3項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。

2、3 [略]

(事業計画の変更の許可等)

第10条 [略]

2 [略]

3 第6条の2、第6条の3、第8条第2項及び第3項並びに前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の取消し)

第12条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第8条第1項及び第10条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)～(6) [略]

(7) 第19条第1項の規定による保証

(2) 大規模特定事業にあつては、第19条第1項に規定する保証金の預入がされ、同条第3項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。

2、3 [略]

(事業計画の変更の許可等)

第10条 [略]

2 [略]

3 第8条第2項及び第3項並びに前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の取消し)

第12条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第8条第1項及び第10条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)～(6) [略]

(7) 第19条第1項の規定による保証

金の預入をせず、又は同条第3項の規定による質権設定契約の締結をせずに特定事業を実施したとき。

- (8) 第23条の規定による損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに特定事業を実施したとき。

（第8条第1項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出）

第13条 事業者は、第8条第1項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）の外において特定事業を実施しようとするとき（第6条第1項ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。）は、特定施設の設置に着手する日の60日前までに、市長に届け出なければならない。

2、3 [略]

金の預入をせず、又は同条第3項の規定による質権設定契約の締結をせずに大規模特定事業を実施したとき。

- (8) 第23条の規定による損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに大規模特定事業を実施したとき。

（第8条第1項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出）

第13条 事業者は、第8条第1項各号に掲げる区域（同項第1号から第10号までに掲げる区域にあっては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）の外において特定事業を実施しようとするとき（第6条ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。）は、特定施設の設置に着手する日の60日前までに、市長に届け出なければならない。

2、3 [略]

4 第6条の2の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

5 第1項の届出を行おうとする者は、第6条の3第1項に規定する事前協議書を市長に提出するよう努めるものとする。

6 第1項の届出を行おうとする者は、前項の規定により事前協議書を市長に提出した場合において、第6条の3第1項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、同条第2項に規定する変更協議書を市長に提出するよう努めるものとする。ただし、軽微な変更として規則で定めるものに該当する場合は、この限りでない。

(第8条第1項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出等)

第14条 [略]

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項本文の規定による届出について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、届出事業者が当該届出に係る事業計画を変更しようとした場合において変更後の事業計画に従えば第8条第1項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における

(第8条第1項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出等)

第14条 [略]

2 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、届出事業者が当該届出に係る事業計画を変更しようとした場合において変更後の事業計画に従えば第8条第1項各号に掲げる区域（同項第1号から第10号までに掲げる区域にあって

当該事業区域の全部を含む。)において特定事業を実施することになるときは、当該届出事業者は、同項の規定による市長の許可を受けなければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置に着手する前」とあるのは、「特定施設の設置に係る変更後の工事に着手する前」とする。

(特定施設設置完了後の定期報告)

第16条 事業者は、特定施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の報告を行う際に、併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。

3 [略]

(廃棄等費用の確保及び管理)

は、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において特定事業を実施することになるときは、当該届出事業者は、同項の規定による市長の許可を受けなければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置に着手する前」とあるのは、「特定施設の設置に係る変更後の工事に着手する前」とする。

(特定施設設置完了後の定期報告)

第16条 事業者は、特定施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 大規模特定事業を実施する事業者は、前項の報告を行う際に、併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。

3 [略]

(大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保及び管理)

第19条 事業者は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 事業者が設置しようとする特定施設（太陽光発電施設に限る。以下この項において同じ。）の発電出力に、発電出力1キロワット当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第67条に規定される調達価格等算定委員会において示される調達価格（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に

第19条 事業者（第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者及び第18条第1項又は第2項の規定に基づき事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第23条までにおいて同じ。）は、大規模特定事業の実施に当たっては、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に、発電出力1キロワット当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第67条に規定される調達価格等算定委員会において示される調達価格（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第1項に規定する調達価格をい

関する特別措置法第3条第1項に規定する調達価格をいい、事業者が実施しようとする特定事業に適用されることとなる年度のことをいう。以下同じ。)の算定に用いたものをいう。)の100分の6 (第8条第1項の規定に基づく許可を受ける場合であって、特定事業の事業区域に同条第1項第1号の規定に該当する区域が含まれる場合は100分の7)に相当する額を乗じて得た額。ただし、令和2年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合にあつては、事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額とする。

- (2) 事業者が実施しようとする特定事業に係る資本費 (第8条第3項第7号に規定するものをいう。)の100分の6 (第8条第1項の規定に基づく許可を受ける場合であつて、特定事業の事業区域に同条第1項第1号の規定に該当する区域が含まれる場合は100分の7)に相当する額又は当該特定事業に係る廃棄等費用の見積額

い、事業者が実施しようとする特定事業に適用されることとなる年度のことをいう。以下同じ。)の算定に用いたものをいう。)の100分の5に相当する額を乗じて得た額。ただし、令和2年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合にあつては、事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額とする。

- (2) 事業者が実施しようとする特定事業に係る資本費 (第8条第3項第6号に規定するものをいう。)の100分の5に相当する額又は当該特定事業に係る廃棄等費用の見積額

3 [略]

4 前条第1項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る前項の規定の適用については、同項中「第8条第1項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあつては当該許可を受けるまでに、第13条第1項の規定に基づく届出を行おうとする者にあつては特定施設の設置に着手するまでに」とあるのは、「前条第1項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあつては特定施設の設置に着手するまでに、特定施設の設置に着手している場合にあつては前条第3項の規定に基づく市長への届出を行った後速やかに」と読み

3 [略]

4 第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「第8条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、「第13条第1項」とあるのは「第14条第1項」と、「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。

5 第18条第1項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る第3項の規定の適用については、同項中「第8条第1項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあつては当該許可を受けるまでに、第13条第1項の規定に基づく届出を行おうとする者にあつては特定施設の設置に着手するまでに」とあるのは、「第18条第1項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあつては特定施設の設置に着手するまでに、特定施設の設置に着手している場合にあつては第18条第3項の規定に基づく市長への届出を行った後速

替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、既に特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（廃棄等費用の確保等に係る公表）

第20条 [略]

（質権設定契約の解除等）

第22条 市は、次に掲げる場合には、第19条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1) 第9条第3項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。

やかに」と読み替えるものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、既に大規模特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保等に係る公表）

第20条 [略]

（質権設定契約の解除等）

第22条 市は、次に掲げる場合には、第19条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1) 第9条第3項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。ただし、大規模特定事業を実施していない場合に限る。

(2) 第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づく事業計画の変更により、変更後の特定事業が大規模

(2) 第12条の規定に基づき、特定事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、特定事業を実施していない場合に限る。

(3) 第18条第1項の規定による事業者の地位の承継があった場合において、同項の規定により事業者の地位を承継した者と新たに第19条第4項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。

(4) [略]

2～4 [略]

(損害賠償責任保険への加入)

第23条 事業者は特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、当該特定事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければな

特定事業に該当しないこととなったとき。ただし、大規模特定事業を実施している場合にあっては、災害発生の防止のために必要な措置等がとられていると市長が認めるときに限る。

(3) 第12条の規定に基づき、特定事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、大規模特定事業を実施していない場合に限る。

(4) 第18条第1項の規定による事業者の地位の承継があった場合において、同項の規定により事業者の地位を承継した者と新たに第19条第5項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。

(5) [略]

2～4 [略]

(大規模特定事業に係る損害賠償責任保険への加入)

第23条 事業者は、大規模特定事業の実施に当たっては、特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、当該大規模特定事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償

らない。ただし、特定施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあつては、当該特定施設の設置を請け負う者が、損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

2 [略]

(勧告)

第26条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止のために、又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項又は第10条第1項の許可を受けないで、第8条第1項各号に掲げる区域（当該区域に

責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、特定施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあつては、当該特定施設の設置を請け負う者が、損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

2 第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づき変更後の事業計画により当該特定事業が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。

3 [略]

(勧告)

第26条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止のために、又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項又は第10条第1項の許可を受けないで、第8条第1項各号に掲げる区域（同項第1号

事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において、特定事業を実施している者

(4) 第12条の規定により許可の取消しを受けた後も、第8条第1項各号に掲げる区域(当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において、特定事業を実施している者

(5) [略]

(6) 第19条第1項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに特定事業を実施している者

(7) 第23条の規定に違反して、損害賠償責任保険(特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。)への加入をせずに特定事業を実施している者

(8)～(10) [略]

附 則

から第10号までに掲げる区域にあつては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において、特定事業を実施している者

(4) 第12条の規定により許可の取消しを受けた後も、第8条第1項各号に掲げる区域(同項第1号から第10号までに掲げる区域にあつては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において、特定事業を実施している者

(5) [略]

(6) 第19条第1項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに大規模特定事業を実施している者

(7) 第23条の規定に違反して、損害賠償責任保険(特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。)への加入をせずに大規模特定事業を実施している者

(8)～(10) [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(第4条第2項の施設基準の遵守に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に特定施設の設置に着手している特定事業(特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。)については、令和元年10月1日以後に事業計画の変更(第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)が行われるまでの間は、第4条第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施行日以後は、第4条第2項に規定する施設基準の趣旨を考慮して、前項の規定の適用を受ける特定事業について、第25条の規定に基づく指導及び助言を行うことができるものとする。

(第6条の禁止区域に係る経過措置)

第4条 施行日前に特定施設の設置に着手している特定事業については、令和元年10月1日以後に事業計画の

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(第4条第2項の施設基準の遵守に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に特定施設の設置に着手している特定事業(特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。)については、平成31年10月1日以後に事業計画の変更(第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)が行われるまでの間は、第4条第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施行日以後は、第4条第2項に規定する施設基準の趣旨を考慮して、前項の規定の適用を受ける特定事業について、第19条の規定に基づく指導及び助言を行うことができるものとする。

(第6条の禁止区域に係る経過措置)

第4条 施行日前に特定施設の設置に着手している特定事業については、平成31年10月1日以後に事業計画の

変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）が行われるまでの間は、第6条の規定は、適用しない。

（第7条第1項の事業計画に係る経過措置）

第5条 次条第2項又は附則第7条第2項の規定の適用を受ける特定事業については、令和元年10月1日時点において実際に事業者が有していた事業計画を第7条第1項に規定する事業計画であるとみなして、この条例の規定を適用する。

2 市長は、前項の令和元年10月1日時点において実際に事業者が有していた事業計画の内容を把握するため、第24条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査の権限を適切に行使するものとする。

（第8条第1項の特定事業の実施に係る許可についての経過措置）

第6条 第8条第1項の規定に基づく許可は、令和元年10月1日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。

2 令和元年10月1日前に特定施設の

変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）が行われるまでの間は、第6条の規定は、適用しない。

（第7条第1項の事業計画に係る経過措置）

第5条 次条第2項又は附則第7条第2項の規定の適用を受ける特定事業については、平成31年10月1日時点において実際に事業者が有していた事業計画を第7条第1項に規定する事業計画であるとみなして、この条例の規定を適用する。

2 市長は、前項の平成31年10月1日時点において実際に事業者が有していた事業計画の内容を把握するため、第18条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査の権限を適切に行使するものとする。

（第8条第1項の特定事業の実施に係る許可についての経過措置）

第6条 第8条第1項の規定に基づく許可は、平成31年10月1日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。

2 平成31年10月1日前に特定施設の

設置に着手している特定事業については、その事業区域が第8条第1項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。以下同じ。）に属する場合であっても、同項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。

3 前項の規定により第8条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月1日以後に事業計画の変更（第10条第1項各号に掲げる変更を除く。）が行われるときは第10条第1項の規定による事業計画の変更の許可を受けなければならないものとする。

4 第2項の規定により第8条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月1日以後に事業計画の変更（第10条第1項各号に掲げる変更に限る。）が行われるとき

設置に着手している特定事業については、その事業区域が第8条第1項各号に掲げる区域（同項第1号から第10号までに掲げる区域にあっては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。以下同じ。）に属する場合であっても、同項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。

3 前項の規定により第8条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月1日以後に事業計画の変更（第10条第1項各号に掲げる変更を除く。）が行われるときは第10条第1項の規定による事業計画の変更の許可を受けなければならないものとする。

4 第2項の規定により第8条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月1日以後に事業計画の変更（第10条第1項各号に掲げる変更に限る。）が行われるとき

は、第10条第2項の規定による届出は要しないものとする。

5 [略]

(第13条の特定事業の実施に係る届出についての経過措置)

第7条 第13条第1項の規定に基づく届出は、令和元年10月1日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。

2 令和元年10月1日前に特定施設の設置に着手している特定事業(その事業区域が第8条第1項各号に掲げる区域に属さないものに限る。)については、第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。

3 前項の規定により第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月1日以後に事業計画の変更(第14条第1項各号に掲げる変更を除く。)が行われるときは、第14条第1項本文の規定による事業計画の変更の届出を行わなければならないものとする。

4 第2項の規定により第13条第1項

は、第10条第2項の規定による届出は要しないものとする。

5 [略]

(第13条の特定事業の実施に係る届出についての経過措置)

第7条 第13条第1項の規定に基づく届出は、平成31年10月1日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。

2 平成31年10月1日前に特定施設の設置に着手している特定事業(その事業区域が第8条第1項各号に掲げる区域に属さないものに限る。)については、第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。

3 前項の規定により第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月1日以後に事業計画の変更(第14条第1項各号に掲げる変更を除く。)が行われるときは、第14条第1項本文の規定による事業計画の変更の届出を行わなければならないものとする。

4 第2項の規定により第13条第1項

の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月1日以後に事業計画の変更（第14条第1項各号に掲げる変更に限る。）が行われるときは、第14条第1項ただし書の規定による届出は要しないものとする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、第2項の規定により第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月1日以後に事業計画の変更が行われ、かつ、変更後の事業計画に従えば第8条第1項各号に掲げる区域において特定事業を実施することとなるときは、第14条第3項の規定に基づき、市長の許可を受けなければならないものとする。

の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月1日以後に事業計画の変更（第14条第1項各号に掲げる変更に限る。）が行われるときは、第14条第1項ただし書の規定による届出は要しないものとする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、第2項の規定により第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月1日以後に事業計画の変更が行われ、かつ、変更後の事業計画に従えば第8条第1項各号に掲げる区域において特定事業を実施することとなるときは、第14条第3項の規定に基づき、市長の許可を受けなければならないものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条第2項の規定に基づく許可申請書が提出された特定事業、旧条例第13条第1項の規定に基づく届出書が提出された特定事業又は

令和元年10月1日前に特定施設の設置に着手している事業（それぞれ特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。）については、施行日以後にこの条例による改正後の神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づく事業計画の変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるもの並びに施行日において現に旧条例第10条本文の許可に係る申請がなされているものを除く。以下同じ。）が行われるまでの間は、新条例第6条第2項の規定は、適用しない。

- 2 新条例第6条の2及び第6条の3（第10条第3項で準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用する。
- 3 新条例第13条第4項から第6項まで（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされる届出について適用する。
- 4 施行日において現に旧条例第8条第2項の規定に基づく許可申請書が提出され、又は旧条例第10条本文の許可に係る申請がなされている事業計画についての新条例第7条第1項の規定の適用については、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めるものとする」とする。
- 5 施行日前に旧条例第13条第1項の規定に基づく届出がされた特定事業又は旧条例附則第7条第3項の規定による事業計画の変更の届出がされた特定事業は、新条例第8条第1項第2号に掲げる区域に事業区域の一部が含まれる場合であっても、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、新条例第8条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。
- 6 新条例第9条第1項の規定（第10条第3項で準用する場合を含む。）は、施行日以後にされる申請について適用し、施行日において現にされている申請については、なお従前の例による。
- 7 新条例第12条、第19条及び第23条の規定の適用については、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、なお従前の例による。
- 8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(手数料条例の一部改正)

第3条 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(72の7) [略]</p> <p>(73) 神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例(平成30年12月条例第14号)第8条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては8万2,000円、1,000平方メートル以上のものにあっては15万1,000</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(72の7) [略]</p> <p>(73) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(平成30年12月条例第14号)第8条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては8万2,000円、1,000平方メートル以上のものにあっては15万1,000</p>

<p>円</p> <p>(73の2) 神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第10条第1項の規定に基づく事業計画の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあつては5万9,000円、1,000平方メートル以上のものにあつては12万8,000円</p> <p>(74)～(158) [略]</p>	<p>円</p> <p>(73の2) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第10条第1項の規定に基づく事業計画の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあつては5万9,000円、1,000平方メートル以上のものにあつては12万8,000円</p> <p>(74)～(158) [略]</p>
--	---

理 由

条例制定後に新たに生じた課題に対応し、安全な市民生活及び良好な自然環境を維持するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 14 号議案 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 改正の理由

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「条例」という。令和元年 7 月施行。）では、規制対象区域等を定め、太陽光発電施設の適正な維持管理及び撤去費用の確保（保証金預入）等を義務付けている。

このたび、条例制定後に新たに生じた課題に対応し、安全な市民生活および良好な自然環境を維持するため、条例の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）規制対象区域の拡大・施設の追加

- ①市街化調整区域全域を「許可を要する区域」とする（面積要件 1,000 m²の撤廃）
- ②蓄電所（系統用蓄電池から放電する事業であって、蓄電池のみで独立して設置されるもの。一定規模以上のものに限る。）を新たに条例の対象施設に位置づけ

（2）保証金の額、対象事業の見直し

- ①保証金預入の対象事業としている要件（事業区域面積 5ha 以上）の撤廃
- ②保証金の額の上乗せ：現在の規定（資本費の 5%）を 6%（急傾斜地は 7%）に引き上げ

（3）許可申請時の手続き、記載事項の追加

- ①関係法令（森林法、盛土規制法等）に基づく手続き状況を記す書類の提出の義務付け
- ②許可申請・届出提出前の事前協議制の導入
- ③許可申請・届出提出時の記載事項に、使用されている有害物質の有無等を追加

（4）許可要件等の強化

- ①損害賠償保険への加入を義務付けている要件（事業区域面積 5ha 以上）の撤廃
- ②決壊による水害等により被害を及ぼす可能性があるると判定されている農業用ため池への設置を禁止
- ③事業者を実施を義務付けている近隣関係者への説明方法、説明範囲等を具体的に規定。許可申請時に開催結果の提出を義務付け

3. 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(環境局)

現 行

脱炭素推進課

係長(2)

施設課

係長(3)

事業系廃棄物対策課

係長(2)

改 正 案

脱炭素推進課

係長(3)

施設課

係長(4)

事業系廃棄物対策課

係長(3)